



厚生労働省福島労働局発表
平成24年5月11日
15:00 解禁

担当	福島労働局職業安定部職業対策課 課長 新林 裕 課長補佐 野田昌 電話 024-529-5073
----	---

雇用情勢の厳しい地域の雇用創出支援事業の 平成24年度第1次採択地域に相双地域が決定

本日、厚生労働省は、雇用情勢が厳しい地域で、地域の特性を生かし創意工夫に基づく雇用創造の取組を支援する「実践型地域雇用創造事業」について、平成24年度の第1次採択地域として相双地域を指定し相双地域雇用創造推進協議会が提案していた事業構想を採択することに決定しました。

平成24年7月1日より以下の事業を実施する予定となっております。

○ 事業の概要

1 事業タイトル

『戦略的・広域的震災復興プロジェクト in 相双』

～「産業再生と復興を担う中核的人材育成の広域的・戦略的な推進」と「環境と共生した新産業創出の戦略的な推進」の実現による雇用創造～

2 事業実施に係る地域

福島県相双地域（12市町村）

3 事業の概要

相双地域は、福島県東部に位置し、相馬地域と双葉地域の2市7町3村の12市町村から構成されている地域である。

当該地域は、東日本大震災とその後に発生した福島第一原発の事故により、多くの住民が県内外に避難し、双葉郡の全8町村及び飯舘村の役場機能の移転を余儀なくされるなど、非常に困難な状況に追い込まれ、また、放射性物質による深刻な環境汚染や風評被害を被り、あらゆる産業が大きな打撃を受け、相双地域の基盤を根底から揺るがす事態となっている。

そこで、「産業の再生」及びそれを担う「中核的人材の育成」を図るとともに、原子力に依存しない「環境と共生した新産業の創出」を図るために、農業・製造業等の高度技能人材を育成するセミナー、成長分野産業を担う高度技能人材を育成するセミナー等を実施することにより、雇用機会の拡大を目指す。

4 事業実施期間

平成24年7月1日から平成27年3月31日まで。

5 主な事業内容

以下の事業を3年間にわたり実施し、841人の雇用創出を目指します。

(1) 雇用拡大メニュー(事業主向け)

○ 地域企業挑戦人材育成事業

ア 挑戦型経営人材育成講座(人材育成担当者セミナー、コーチングスキル習得講座)

イ 企業内人材フォロワー養成講座(職場のメンタルヘルス対策講座)

ウ 戦略的生産品質改善講座(モノづくり現場改善講座、訪問型技術開発指導講座)

エ 再興ビジネスコミュニティ形成講座(地域コミュニティ形成実践セミナー、事業再開支援セミナー)

(2) 人材育成メニュー(求職者向け)

○製造新分野挑戦事業

- ・ 製造新分野挑戦人材育成講座(機械金属高度技能者育成講座)

○震災復興産業人材創出事業

- ア 復興整備高度人材育成講座(土木・建設高度技能者育成講座)

- イ 農林水産業高度技能者育成講座[環境技術・技能者育成講座、地域資源活用講座(農業関係)、地域資源活用講座(林業関係)、地域資源活用講座(水産業)]

- ウ サービス産業高度技能者育成講座(食生活向上に関する知識習得講座、地域医療・福祉の発展・拡充に関する知識習得講座、地域コミュニティ能力育成講座、福祉・介護の拡充・能力育成講座、交流拠点活用技能、相双6次化人材育成塾、小売業現場改善、国内販路拡大コース)

- エ 放射線除染高度技能者育成講座(震災関連知識・技能育成講座、防災危機管理講座)

○産業発展基幹人材育成創出事業

- ア 発展技能人材育成講座(機械・製造系技能能力者育成講座、キャリア指導技能育成講座、数値処理能力向上講座、高度情報処理能力向上講座)

- イ デジタルコンテンツ創出入人材育成講座 (IT基礎講座・北部地区、IT応用講座)

(3) 就職促進メニュー(求職者向け)

○求人マッチング事業

- ・ 求人マッチング事業(そうそう就職ガイダンス事業)

○生活設計相談・支援事業

- ・ 生活設計相談・支援事業(就職サポート事業)

○どこでも就職情報サービス事業

- ・ どこでも就職情報サービス事業(復旧・復興情報発信事業)

6 必要経費の概算(予定額)

308,580千円

<用語説明>

○ 「実践型地域雇用創造事業」 ※別添参照

雇用機会が不足している地域における自発的な雇用創造の取組を支援するため、地方公共団体の産業振興施策や各府省の地域再生関連施策等との連携の下に地域の協議会が提案した雇用対策に係る事業構想の中から、雇用創造効果が高いと認められるものや波及的に地域の雇用機会を増大させる効果が見込まれる地域の産業及び経済の活性化等に資すると認められるものをコンテスト方式により選抜し、事業の実施を委託。

※平成23年度末まで「地域雇用創造推進事業(パッケージ事業)」及び「地域雇用創造実現事業(実現事業)」として実施。

○ 相双地域雇用創造推進協議会

(目的)

会員である市町村の区域において、県・市町村や経済団体等の創意工夫により実施する地域経済の活性化や雇用機会の創出のための地域再生の具体的取組と相まって、その取組の雇用創造効果を高める事業を実施し、当該地域の雇用構造の改善を図ることを目的とする。

(構成)

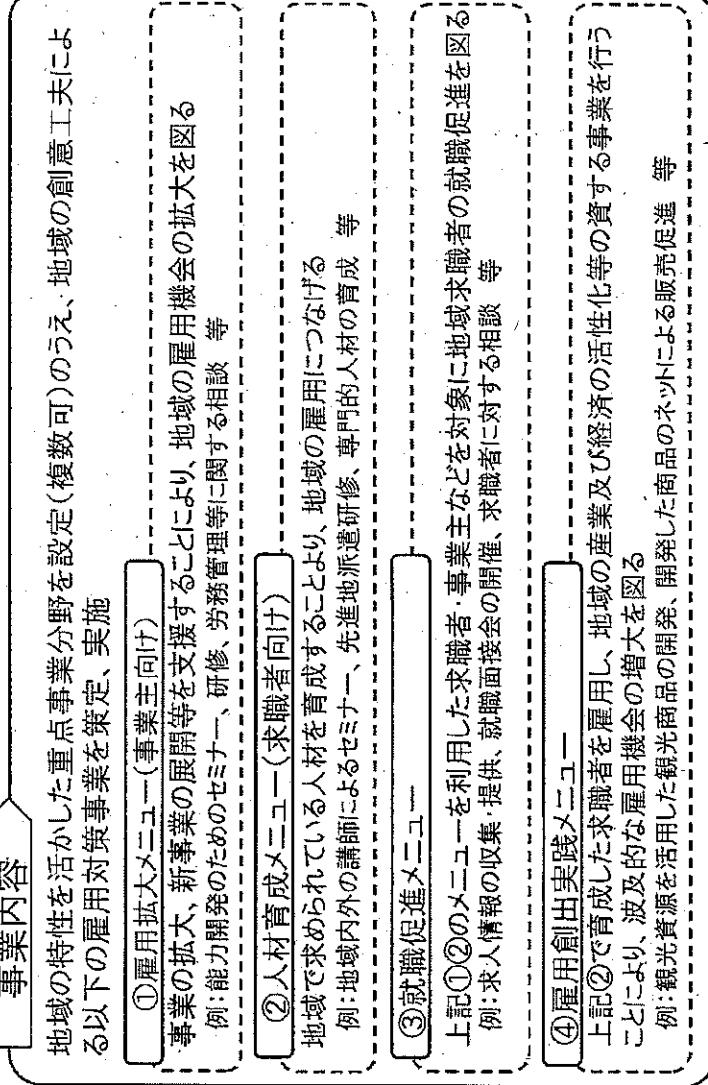
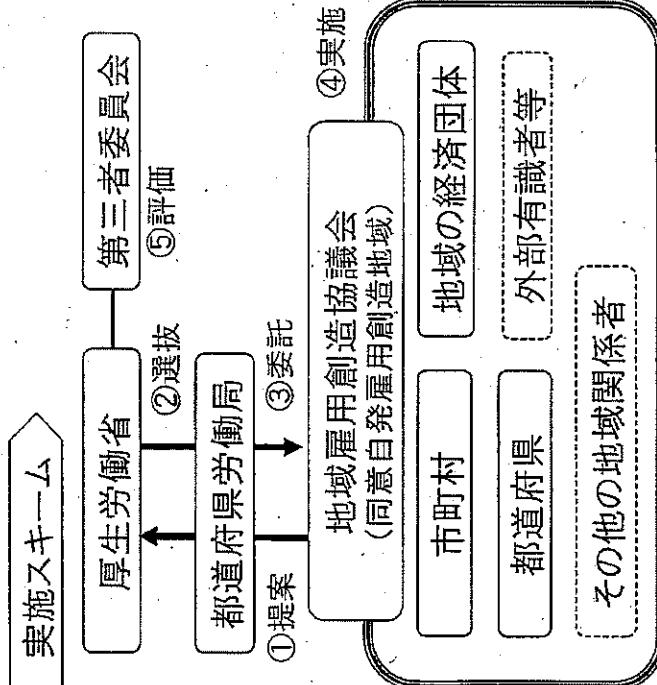
行政機関13団体、商工団体15団体 合計28団体

実践型地域雇用創造事業

《概要》

「地域雇用創造推進事業(パッケージ事業)」と「地域雇用創造実現事業」を統合して、新たに「実践型地域雇用創造事業」として実施し、地域活性化の取組とそれに即した実践的な人材育成などを一体的に進めることにより、雇用創造効果の向上を図る。

※「地域雇用創造推進事業」：雇用機会が不足している地域の自発的な人材育成等の雇用創造に向けた取組を最大3年度間継続的に支援
 ※「地域雇用創造実現事業」：「パッケージ事業」を通じて育成した人材を活用し、地域活性化に資する事業の実施を最大3年度間継続的に支援



実施期間	同一地域における事業期間は3年度以内
事業規模	1地域あたり各年度2億円(雇用情勢の悪い地域の複数の市町村で実施する場合は2.5億円)を上限
対象地域	① 1又は複数の市町村であること ② 最近3年間(平均)及び最近1年間の地域の有効求人倍率が全国平均(1を超える場合には1、0.67(1の2/3)未満である場合には0.67)以下であること